

2013年10月4日

内閣総理大臣	安倍晋三 殿
厚生労働大臣	田村憲久 殿
経済再生担当大臣	甘利明 殿
内閣府特命担当大臣（規制改革）	稲田朋美 殿
内閣官房長官	菅義偉 殿

スイッチ直後品目等の取扱いに関する意見

一般社団法人新経済連盟
代表理事 三木谷 浩史

本年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において検討を行うこととされた一般用医薬品の「スイッチ直後品目」及び「劇薬指定品目」（以下「28品目」という。）の取扱いについて、下記の通り意見書を提出いたしますのでよろしくお取り計らいください。

記

【意見】

- ① 28品目について、合理的な理由なく、インターネット販売のみを販売不可にすることは、本年1月の最高裁判決、日本再興戦略、内閣総理大臣の全面解禁のご発言、本年9月の規制改革会議の意見に反する。
- ② 規制改革会議の意見が示すように、インターネット販売及び対面販売双方に安全性の確保の仕組みを設けたうえで、インターネット販売と対面販売に不合理な差を設けずに、販売経路に関わらず販売を可とするべきである。

【理由】

1. 厚生労働省主催の検討会で28品目の取扱いが議論されているが、同検討会は本来は品目ごとの特性と留意点を議論するはずにもかかわらずそのような議論はほとんど行われていない。インターネット販売のルールを議論する場でしっかり議論されずに、インターネット販売禁止の方向になっており、議論のプロセス自体が不適切である。28品目それぞれの特性に照らした場合に、対面販売では安全性が確保できるがインターネット販売では安全性が確保できないとする合理的な説明は厚生労働省から示されていない。本年1月の最高裁判決の趣旨に鑑みれば、立法事

実や合理的な理由がないまま規制を行うのは憲法違反である。もし、法律改正を強行し、行政訴訟の結果憲法違反が確定することになれば、政府にとって致命的な事態になると考える。

仮に対面での店頭販売で代理購入を禁止する措置を講じたうえでインターネット販売の禁止期間を一定期間にとどめたとしても、そもそもインターネット販売を禁止とするための立法事実と合理的な根拠が必要であることには変わりがなく、それは示されていない。

2. 安倍内閣総理大臣は、本年6月に一般用医薬品のインターネット販売の全面解禁を明言されている。また、本年6月に閣議決定された日本再興戦略では、「検討に当たっては、インターネット販売か対面販売かを問わず、合理的かつ客観的な検討を行うものとする」とされていることに十分留意する必要がある。規制改革会議も本問題に関しては9月12日に意見を表明しており、「インターネット販売と対面販売とに不合理な差を設けることなく、閣議決定の趣旨に沿った結論を得ること」を要請している。
3. 今回の問題は、成長戦略で最も重要な規制改革に関する政権の本気度が問われる問題であり、合理的な理由のないままインターネット販売を規制することになるのであれば、成長戦略に対する国民の信頼が失われ、株式市場をはじめ種々の影響も考えられる。また、この問題は、インターネットを成長戦略の柱としてどう位置づけるのかについての試金石であり、インターネットの活用等による医療改革を通じた社会保障関連費の削減、医療関連市場の創造などに向けた橋頭堡である。今後の成長戦略の成否は、対面原則・書面交付原則を撤廃してインターネットを徹底的に活用できるかにかかっている。

以 上